

建設リサイクル法 Q & A

平成14年5月30日より「**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)**」が施行されました。

「建設リサイクル法 Q & A」の利用にあたって

- (1) この法律の概要や届出事務に関しては、国土交通省のリサイクルホームページに掲載されている「建設リサイクル法 Q & A」、「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引き(案)」(大成出版社刊)等を御覧になり、この Q & A を参考にさせていただきたいと思います。

国土交通省のリサイクルホームページアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm>

- (2) この「建設リサイクル法 Q & A」の内容は、今後、必要に応じて変更される場合がありますから、注意してください。

問い合わせ先

建設部建設支援局技術管理室

TEL: 054-221-2168

FAX: 054-221-3569

Q 1 . 届出または通知の宛先、提出先はどこか。

A 1 . 届出または通知の宛先は、工事場所、工事の内容により異なります。「表；届出または通知の宛先」を参照してください。

提出先は、工事場所の住所を管轄する市町役場になります。提出先一覧表は、「技術管理室のホームページ」に掲載してありますので参照してください。

表；届出または通知の宛先

工事場所	工事の概要	宛 先
(特定行政庁) 静岡市 浜松市 沼津市 富士市 富士宮市 焼津市	全ての対象建設工事	工事場所の各市長宛
(限定特定行政庁) 伊東市 三島市 御殿場市 裾野市 藤枝市 島田市 袋井市 磐田市	建築基準法第6条第1 項第4号にあたる建築 物の対象建設工事 (例外有り ¹ 詳細は各市 へ問合せ願います)	工事場所の各市長宛 (例外：静岡県知事宛)
	その他の対象建設工事	静岡県知事宛
上記以外の市町	全ての対象建設工事	静岡県知事宛

1 建築確認で静岡県知事の許可を受けた80㎡以上の建築物を解体する場合等。

Q 2 . 仮設建築物等の新築又は解体工事には、届出または通知が必要か。

A 2 . 特定建設資材²を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する建築物等の新築工事については、その規模が、政令に定める基準³以上のものは対象建設工事となり、届出または通知が必要となります。ただし、解体工事において、工事現場では解体を行わないもの(例；仮設トイレ等)は除きます。

(次ページに続く)

2 特定建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)、木材、アスファルト・コンクリート

3 政令に定める基準(対象建設工事)

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) ^A	請負代金の額 ^C 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) ^B	請負代金の額 ^C 500万円以上

A 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

B 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

C 請負代金の額には消費税を含む。

Q 3 . 県内の再資源化施設リストはあるのか。

A 3 . 受け入れ可能な中間処理施設等の情報は技術管理室のホームページに掲載してあります。また、県の土木事務所、健康福祉センター、市町窓口で閲覧できます。ただし、以下の点については御注意ください。

- 1 . 施設一覧はあくまで、新規受け入れ可能施設です。一覧にない施設等でも廃棄物処理法に基づく適正な処理及び建設リサイクル法の再資源化が行われている施設であれば、処理の委託は可能です。
- 2 . 廃棄物処理法に基づく適正な処理及び建設リサイクル法の再資源化が適切に行われているか、排出事業者が御確認の上、廃棄物の処理を委託してください。
- 3 . 実際に受入可能か、受入条件等については、排出事業者が確認してください。

Q 4 . 解体工事業に係る登録に関する省令第 8 条または建設業法施行規則25条に基づく標識を掲示する場所がない。掲示しなくてもよいか。

A 4 . 建設機械、資材や移動用の車等に掲示すれば、工事を行っている場所には掲示が可能であると考えられます。何らかの手段で公衆の見やすい場所に、必ず掲示して下さい。